

危険ドラッグ防止対策についてお伺いいたします。

麻薬や覚せい剤などの違法薬物によく似た成分を植物片に吹き付けたり、混ぜたりしたものは「脱法ハーブ」「合法ハーブ」などと称され、2009年ごろから日本国内に広がり始めました。厚生労働省と警視庁は、東京・池袋で脱法ハーブを吸引した運転手が暴走し8人が死傷した事件を受け、「脱法ドラッグでは危険性を明確に表せていない」として、この7月に呼称を「危険ドラッグ」に改めました。警視庁のまとめによると、この危険ドラッグを使用した後に交通事故を起こしたとみられる事故の検挙は、2011年は0件だったのが、2012年には19件、2013年には38件にもものぼっています。今年には既に都内で11件発生しております。

そこで、以下数点お伺いします。

危険ドラッグが他の薬物と違って問題なのは、中毒患者の平均年齢が33.8歳であり、いわば働き盛りの年代となっていることです。

一点目に、我が会派より一昨年の決算特別委員会で青少年に対する脱法ハーブ防止対策を早急に推し進めるよう要望提案させていただきましたが、その後、区では青少年に対する危険ドラッグ対策をどこまで推し進めたのか、まず

お聞かせください。

現在の「危険ドラッグ」吸引人数は国内で40万人に達しております。この危険ドラッグが知人経由で経験したと考えると、友達3人に勧めて吸引するだけで、一気に160万人に広がってしまいます。

これら急速に広がる危険性を受けて、この7月に特別区長会では「違法ドラッグ・脱法ドラッグ撲滅に関する決議」を宣言し、同月末には44都道府県102自治体の薬物担当者らが出席し、都庁で全国自治体対策推進会議も開かれました。

そこで二点目にお伺いします、練馬区では、薬物乱用防止協議会という団体がありますが、危険ドラッグ防止についてはどのような活動をされてきたのか、お聞かせください。

また、豊島区では、6月24日に池袋駅西口繁華街で発生した車両暴走死傷事件を受けて、7月5日に池袋西口駅前広場において「違法ドラッグ・脱法ドラッグ撲滅！豊島区民の集い」が開催され、約200団体1千人が集まりました。

隣接している練馬区でも一昨年の10月22日に区内の小学校に脱法ハーブを吸引した男が乱入し、女児児童に軽傷を負わせる事件が発生しております。

そこで三点目に、わが区においても警察と連携し、町会自治会、商店会など様々な所で、危険ドラッグ防止講習会を実施するとともに、区として、薬物乱用防止協議会とは別に、危険ドラッグ防止に向けた大々的な啓発を実施すべきと考えますが、区のご所見をお聞かせください。

四点目に、練馬区内でも7月に危険ドラッグ販売が疑わしいお店に立ち入り検査が入っております。疑わしい販売店・販売機・工場をいち早く把握し関係機関に伝えるため、町会連合会と商店街連合会に協力を仰ぎ、町会商店から声を吸い上げる体制も整えるべきと考えますが、区のお考えをお聞かせください。

五点目に、福岡県では小中学生と保護者対象に「ダメ。ゼッタイ。」体験セミナーを開催し、取締機関の施設見学や関係職員による講習をとおり、薬物乱用による危害と実情を学習させ、一人ひとりの薬物乱用防止に対する認識を高めております。

危険ドラッグ中毒患者の平均年齢が33.8歳であることから、練馬区においても、関係機関と連携し、保護者への危険ドラッグ防止啓発にも力を入れるべきと考えますが、区のご所見をお聞かせください。

教育長答弁

私から、青少年や保護者に対する危険ドラッグ防止に関するご質問にお答えいたします。

各学校ではこれまでも、授業や薬物乱用防止教室を通して、脱法ハーブなどについて指導を行なってまいりました。しかし、度重なる危険ドラッグの事件を受け、青少年問題対策協議会の審議を経て毎年度作成している「青少年育成活動方針」に、危険ドラッグなど薬物乱用防止の項目を新たに加えました。

さらに、「防犯ハンドブック」を全面改訂し、小学4、5、6年生用に同様の項目を設け、学校や家庭での指導に活用しています。

また、青少年育成地区委員会においても、合同講習会等研修を実施しています。

保護者に対しましては、セーフティ教室の開催にあたって、広く保護者や地域の方々の参加を促すとともに、PTAの自主的な勉強会に薬物監視機関から講師を招くなど、啓発を図っています。今後とも、関係機関との連携を強化しながら、青少年や保護者への啓発に、危機感をもって取り組んでまいります。

健康部長答弁

私から危険ドラッグ防止対策についてお答えします。

はじめに、東京都薬物乱用防止推進練馬区地区協議会の活動です。

練馬区地区協議会は、照姫まつりや健康フェスティバル等に参加し、パンフレットやティッシュ等を配付しながら、危険ドラッグを含む薬物乱用防止のための啓発活動を行なっています。また、中学生を対象に薬物乱用防止ポスターおよび標語を募集し、都への推薦を行うとともに、啓発に活用しています。その他、百名を超える練馬区地区協議会の推進員が各地区において、各種集会、小中学校等で薬物乱用防止に係る講習等の啓発活動を行なっています。

つぎに、区が実施する啓発についてです。現在、販売店舗に対しては国や都が様々な手法で取締りの強化を図っています。区はその動きに連動し、区内で実施される行事などの機会を捉え、区民が危険ドラッグを入手・使用することがないように呼びかけていきます。

また、危険ドラッグを正しく認識するためのポスター掲示を進めていきます。

ポスターの掲示にあたっては町会・自治会や薬局・商店等の協力を仰ぐとともに、疑わしい販売店舗等についての一報を依頼し、危険ドラッグに係る連絡体制を整えていきます。

以上です。